事　務　連　絡

令和６年６月２６日

各都道府県バス協会　専務理事　様

公益社団法人日本バス協会
労務・安全部

夏季における運転者の体調管理の徹底について

標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、下記の点に留意するよう傘下会員事業者に対し、周知をお願いいたします。

記

１．始業点呼時に運転者の健康状態を確実に把握するとともに、運転者に対して、運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。

２．脱帽をはじめとする一層のクールビズの取組を進めるとともに、こまめな水分・塩分補給を指導する等、運転者が乗務しやすい環境を確保すること。

（参考）「熱中症の予防についてのリーフレット」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/necchushoyobou/necchushoyobou.pdf

以上

担　当：労務・安全部　泉、池田
（ＴＥＬ）０３－３２１６－４０１５